

# 自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する契約書（案）

貸付人 長岡京市（以下「貸付人」という。）と借受人〇〇〇（以下「借受人」という。）とは、次の条項により行政財産の有償貸付契約を締結する。

## （貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおりとする。

- （1） 長岡京市立埋蔵文化財調査センター（住所：長岡京市奥海印寺東条10番地の1）  
A棟1階 エントランスホール東側入口（屋内）

## （用途の指定等）

第2条 借受人は、貸付物件を、自動販売機の設置場所の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

- 2 借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、実施要領に示した条件を遵守しなければならない。

## （指定期日）

第3条 借受人は、令和8年4月1日までに指定用途に供しなければならない。

## （指定期間）

第4条 借受人は、貸付物件を、前条に定める期日（次条の規定により前条に定める期日を延期したときは、当該延期後の期日）から第6条に定める貸付期間満了の日まで、引き続き、指定用途に供しなければならない。

## （指定期日の変更等）

第5条 借受人は、不可抗力による貸付物件の滅失、損傷その他真にやむを得ない事由により第4条に定める指定期間の変更を必要とするときは、事前に詳細な事由に付した文書をもって、貸付人の承認を求めなければならない。

- 2 前項の規定による借受人の申請に対する貸付人の承認は、文書によるものとする。

## （貸付期間）

第6条 貸付期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。なお、貸付期間満了に伴う自動販売機の撤去については、貸付人と協議の上、貸付期間内に行うものとする。

#### (貸付料の額)

第7条 貸付料は、2年間の総額を〇〇〇〇〇〇〇〇円とする（うち消費税及び地方消費税の額は〇〇〇〇〇円とする）。その年額内訳は、落札金額を貸付期間年数で除した金額とし、端数は1年目に加える。

| 貸付期間                     | 貸付料（年額）  |
|--------------------------|----------|
| 1年目（令和8年4月1日～令和9年3月31日）  | 〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 2年目（令和9年4月1日～令和10年3月31日） | 〇〇〇〇〇〇〇円 |

2 貸付条件等に変更が生じる場合は、貸付人と借受人とが協議して貸付料を変更することができる。

#### (貸付料の支払)

第8条 借受人は、前条の貸付料を、次に定めるところにより、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

| 回数（納入対象となる貸付期間）          | 納入期限       |
|--------------------------|------------|
| 1回目（令和8年4月1日～令和9年3月31日）  | 令和9年4月30日  |
| 2回目（令和9年4月1日～令和10年3月31日） | 令和10年4月30日 |

#### (電気料等及びその支払方法)

第9条 借受人は、設置する自動販売機ごとに電気使用量を計測する証明用電気計器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。）（以下「子メーター」という。）を貸付人の指示するところに設置しなければならない。

- 2 貸付人は、当該施設全体の当該月の電気使用料の単価及び前項の電気使用量に基づき当該月の電気料を計算するものとする。
- 3 貸付人は、前項の規定に基づき各月において計算した電気料を市が指定する期日に一括して、借受人に納入通知書を送付するものとする。
- 4 借受人は、前項の納入通知書に定める日までに貸付人に電気料を支払わなければならない。
- 5 借受人が電力会社等から直接電気の供給を受ける場合には、前3項の規定は適用しない。
- 6 当該施設の電源から自動販売機までの配線に要する費用及び自動販売機を設置することにより施設の電源の改修が必要な場合の当該経費は、借受人の負担とする。
- 7 その他自動販売機にかかる光熱水費等がある場合は、借受人の負担とする。

(費用負担)

第10条 自動販売機及び子メーターの設置、維持管理及び撤去に要する費用は、借受人の負担とする。ただし、第26条第1項第1号の規定によりこの契約を解除されたことにより自動販売機を撤去する場合は、この限りではない。

(貸付料の督促及び延滞金)

第11条 借受人が、貸付料又は電気料等をその納入期限までに納入しないときは、納入すべき期限を指定した督促状を納入期限後20日以内に発行し、督促手数料又は延滞金を徴収する。

2 督促手数料の額は、督促状1通につき通常封書の額に相当する額とする。

3 延滞金の額は、納入すべき貸付料の額に、その納入期限の翌日から納入日までの日数に応じ、年14.6パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した額を本則とするが、延滞金特例基準割合による期間ごとの割合がある場合には、期間ごとに異なる割合を適応する。ただし、延滞金の額が100円未満であるときは、徴収しない。

(充当の順序)

第12条 借受人が、貸付料、電気料等及び延滞金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料、電気料及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第13条 契約保証金は、免除する。

(業務遂行の責任者)

第14条 借受人は、この契約に関して、貸付人と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、貸付人に書面で通知するものとする。

(貸付物件の引渡し)

第15条 貸付人は、原則として第6条に定める貸付期間の初日に、貸付物件の引渡しを行う。

(瑕疵担保)

第16条 借受人は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他瑕疵のあることを発見しても、貸付人に対し貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができない。

(善良なる管理者の注意義務及び使用上の制限)

第17条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって、貸付物件を維持保存するとともに、利用者が安心して商品を購入することができるよう、自動販売機の設置及び管理並びに商品の販売を行わなければならない。

- 2 借受人は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって貸付人に申出を行い、貸付人の承認を得なければならない。
- 3 貸付人は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により借受人に通知するものとする。

(維持補修等)

第18条 貸付物件についての維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて借受人の負担とし、貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わないものとする。

(毀損等の報告)

第19条 借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちに貸付人にその状況を報告しなければならない。

- 2 借受人は、その責めに帰すべき事由により、貸付物件を滅失し、又は毀損した場合は、自己の負担において貸付物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第20条 借受人は、貸付物件の賃貸権を第三者に譲渡し、若しくは貸付物件を転貸し、又は指定用途を変更してはならない。

- 2 借受人は、この契約に係る自動販売機及び借受人が施した造作を第三者に譲渡してはならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、借受人は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(実地調査)

第21条 貸付人は、借受人に対し売り上げ状況等について所要の報告若しくは資料の提出を求め又は実地に調査することができる。この場合は、借受人は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(通知義務)

第22条 借受人は、この契約の履行に関し事故等が生じた場合は、直ちに貸付人に事故等の状況を報告しなければならない。

- 2 借受人は、第14条の規定により通知した内容又はこの契約に係る個別業務の実施

者若しくは連絡先に変更があった場合は、速やかに、その旨を貸付人に届け出なければならない。

(第三者への損害賠償の義務)

第23条 借受人は、設置した自動販売機の倒壊、販売した飲料による食中毒等により第三者に損害を与えたときは、貸付人の責めに帰すべき事由を除き、その賠償の責めを負うものとする。

2 貸付人が、借受人に代わって前項の賠償の責めを果たした場合には、貸付人は、借受人に対して求償することができるものとする。

(商品等の盗難又は毀損)

第24条 貸付人は、設置された自動販売機、当該自動販売機で販売する商品若しくは当該自動販売機内の売上金若しくは釣銭の盗難若しくは毀損又は停電等による売り上げの減少等について、貸付人の責めに帰することが明らかな場合を除き、その責めを負わない。

(秘密の保持)

第25条 貸付人及び借受人は、この契約の履行上知り得た相手方固有の業務上又は技術上の秘密情報を第三者に漏洩してはならない。この契約が完了し、又は解除された後も同様とする。

(貸付人の解除権等)

第26条 貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 貸付人又は国若しくは他の地方公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。
- (2) 借受人が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 借受人が、この契約に係る一般競争入札の申請者その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をしたことが明らかになったとき、又はその入札参加資格を満たされなくなったとき。
- (4) 借受人のこの契約の履行がはなはだしく不誠実と認められ、又は借受人がこの契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- (5) 借受人が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (6) 借受人について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (7) 借受人が、貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

- (8) 借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。
  - (9) 借受人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
  - (10) 借受人が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重要な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
  - (11) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等（地方自治法（昭和22年法律67号）第238条の4第2項第4号に規定する庁舎等をいう。）の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認めたとき。
  - (12) 借受人が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等（借受人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは行政財産貸付契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
    - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ 借受人が、アからオまでのいずれかに該当する者を個別業務の実施者としていた場合に、貸付人が借受人に当該業務の実施について解除を求め、借受人がこれに従わなかったとき。
  - (13) 前各号のほか、借受人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項（第1号を除く。）の規定に該当することにより契約が解除された場合、借受人は、当該解除の日から3年間は、貸付人の行う自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに関する入札に参加できないものとする。
- 3 第1項第1号の規定に該当することにより契約が解除された場合、借受人は、これによって生じた損失について、その補償を貸付人に求めることができる。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金及び解除権）

第27条 借受人は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付人

がこの契約を解除するか否かを問わず、第7条第1項に定める貸付料総額の10分の2に相当する額を賠償金として貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、借受人（借受人が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下本項において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかつた場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
  - (2) 借受人（借受人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定に該当し、刑が確定したとき。
- 2 前項の場合において、貸付人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合には、その超過分につき貸付人が借受人に賠償請求することを妨げるものではない。
  - 3 前2項の場合において、借受人が共同企業体であり、既に解散しているときは、借受人は、借受人の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、借受人の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前2項の額を貸付人に支払わなければならない。
  - 4 第1項の規定に該当する場合においては、貸付人はこの契約を解除することができる。

#### （借受人の辞退の申出による解除）

第28条 借受人は、契約の締結後、借受人の責めに帰すべき理由により、自動販売機の設置を辞退しようとするときは、辞退を希望する日の6か月前までに、書面にて辞退の旨の意思表示を行わなければならない。

- 2 貸付人は、前項の申出があったときは、速やかに事情を調査し、その承認の可否を書面により借受人に通知するものとする。
- 3 借受人は、辞退を希望する日までは、引き続き自動販売機を設置しなければならない。
- 4 借受人は、辞退に伴う次回の当該自動販売機の設置にかかる行政財産の貸付に関する入札には、参加できないものとする。

#### （違約金）

第29条 貸付人は、第26条第1項（第1号を除く。）若しくは第27条の規定により、又は第28条第1項に定める期日より後の借受人からの辞退の申出によりこの契約を解除したときは、貸付料総額（第6条に定める貸付期間の貸付料を第7条第1項に定める貸付料で算出する。）の10分の1に相当する金額を違約金として、借受人

から徴収する。

- 2 前項に規定する場合において、貸付人に生じた損害の額が同項に規定する違約金の額を超えるときは、貸付人は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 3 第1項に規定する違約金は、違約罰であって、次条に定める損害賠償の予定又はその一部とはしない。

#### (損害賠償)

第30条 借受人は、その責めに帰すべき事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による貸付物件の損害に相当する損害賠償金を、貸付人に支払わなければならない。ただし、第19条第2項の規定により貸付物件を原状に回復したときは、この限りでない。

- 2 前項のほか、借受人がこの契約に定める義務を履行しないため、貸付人に損害を与えたときは、借受人はその損害に相当する金額を損害賠償として、貸付人に支払わなければならない。

#### (貸付物件の返還)

第31条 第6条の貸付期間が満了した場合、又は第26条第1項、第27条若しくは第28条第2項の規定によりこの契約が解除された場合は、借受人は、貸付物件を貸付人の指定する期日までに、自己の費用をもって原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人において必要がないと認めたときは、変更された現状のまま返還することを妨げない。

#### (貸付料の返還等)

第32条 貸付人は、第26条第1項第1号の規定により、この契約を解除したときは、既納の貸付料のうち、借受人が貸付物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料（日割計算による）を借受人の請求に基づき、借受人に返還する。

- 2 第26条第1項（第1号を除く。）及び第27条の規定により、この契約を解除したときは、解除により借受人に損害があつても、貸付人は損害を賠償する責めを負わない。

#### (有益費等の請求権の放棄)

第33条 借受人は、第31条の規定により貸付物件を返還する場合、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用があつても、これを貸付人に請求することができないものとする。

#### (返還金の相殺)

第34条 貸付人は、第32条第1項の規定により貸付料を返還する場合において、借受人が第30条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する貸付料の全部又は一部と相殺する。

(誓約書の提出)

第35条 借受人及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと等をそれぞれが表明した誓約書を、貸付人に提出しなければならない。ただし、貸付人が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(疑義等の決定)

第36条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、この契約における実施要領等の内容を踏まえ、貸付人と借受人とで協議のうえ決定するものとする。

(管轄裁判所)

第37条 本契約に関する訴訟の提起又は調停の申立てについては、貸付人の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和8年 月 日

貸付人 京都府長岡市開田一丁目1番1号  
京都府長岡市  
市長 中小路 健吾

借受人